

第 1 期～第 3 期海洋基本計画・目次構成対比表

総論・はじめに／第 1 部

(一般社団法人海洋産業研究会作成)

第 1 期基本計画(2008)	第 2 期海洋基本計画 (2013)	第 3 期海洋基本計画
<p>総論</p> <p>(1) 海洋と我々との関わり</p> <p>(2) 我が国の海洋政策推進体制</p> <p>(3) 本計画における政策目標及び計画期間</p> <p>〔目標 1,2,3 を記載〕</p>	<p>総論</p> <p>1 海洋立国日本の目指すべき姿 .. (国際協調と国際社会への貢献) (海洋の開発・利用による富と繁栄) (「海に守られた国」から「海を守る国」へ) (未踏のフロンティアへの挑戦)</p> <p>2 海洋基本計画策定の意義</p>	<p>はじめに</p> <p>1. 海洋基本法施行後10年の総括</p> <p>2. 最近の情勢を踏まえた現状認識 (1)最近の情勢 (2)現在の我が国の取組状況 (3)海洋に関する施策を推進するに当たっての政府の体制 (4)第3期海洋基本計画の構成</p>
<p>第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和</p> <p>2 海洋の安全の確保</p> <p>3 科学的知見の充実</p> <p>4 海洋産業の健全な発展</p> <p>5 海洋の総合的管理</p> <p>6 海洋に関する国際的協調</p>	<p>第 1 部 海洋に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 海洋政策をめぐる現状と課題 (1)海洋基本計画の実施状況 (2)海洋をめぐる社会情勢等の変化</p> <p>2 本計画において重点的に推進すべき取組 (1)海洋産業の振興と創出 . (2)海洋の安全の確保 (3)海洋調査の推進、海洋情報の一元化と公開 (4)人材の育成と技術力の強化 (5)海域の総合的管理と計画策定 (6)その他重点的に推進すべき取組</p> <p>3 本計画における施策の方向性 (1)海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 (2)海洋の安全の確保 (3)科学的知見の充実 (4)海洋産業の健全な発展 . (5)海洋の総合的管理 (6)海洋に関する国際的協調 (7)海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進</p>	<p>第1部 海洋政策のあり方</p> <p>1. 今後の10年を見据えた海洋政策の理念及び方向性 (1)理念 (2)方向性</p> <p>2. 海洋に関する施策についての基本的な方針</p> <p>2-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針 (1)海洋の安全保障 (2)海洋の安全保障の強化に貢献する基層</p> <p>2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針 (1)海洋の産業利用の促進 (2)海洋環境の維持・保全 (3)科学的知見の充実 (4)北極政策の推進 (5)国際連携・国際協力 (6)海洋人材の育成と国民の理解の増進</p>
<p>第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p>	<p>第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(目次構成は次ページ)</p>	<p>第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(目次構成は次ページ:大幅変更)</p>

※第 2 期海洋基本計画の第 1 部 3の(1)～(7)の 7 項目は、基本法に示す 6 つの理念に(7)を加えたもの。

※第 2 部の見出しに変更はない。

第2期および第3期目次構成対比表:第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

基本法	第2期海洋基本計画 (2013)	第3期海洋基本計画 (2018)
第17条	1 海洋資源の開発及び利用の推進 (1)海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進 (2)海洋再生可能エネルギーの利用促進 (3)水産資源の開発及び利用	1. 海洋の安全保障 (1)我が国の領海等における国益の確保 (2)我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保 (3)国際的な海洋秩序の強化
第18条	2 海洋環境の保全等 (1)生物多様性の確保等のための取組 (2)環境負荷の低減のための取組	2. 海洋の産業利用の促進 (1)海洋資源の開発及び利用の推進 (2)海洋産業の振興及び国際競争力の強化 (3)海上輸送の確保 (4)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
第19条	3 排他的経済水域等の開発等の推進 (1)排他的経済水域等の確保・保全等 (2)排他的経済水域等の有効な利用等の推進 (3)排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備	3. 海洋環境の維持・保全 (1)海洋環境の保全等 (2)沿岸域の総合的管理
第20条	4 海上輸送の確保 (1)安定的な海上輸送体制の確保 (2)船員の確保・育成 (3)海上輸送拠点の整備	4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (1)情報収集体制 (2)情報の集約・共有体制 (3)国際連携・国際協力
第21条	5 海洋の安全の確保 (1)海洋の安全保障や治安の確保 (2)海上交通における安全対策 (3)海洋由来の自然災害への対策	5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1)海洋調査の推進 (2)海洋科学技術に関する研究開発の推進等
第22条	6 海洋調査の推進 (1)総合的な海洋調査の推進 (2)海洋に関する情報の一元的管理及び公開	6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (1)離島の保全等 (2)排他的経済水域等の開発等の推進
第23条	7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1)国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進 (2)基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進 (3)海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化 (4)宇宙を活用した施策の推進	7. 北極政策の推進 (1)研究開発 (2)国際協力 (3)持続的な利用
第24条	8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 (1)経営基盤の強化 (2)新たな海洋産業の創出	8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1)海洋の秩序形成・発展 (2)海洋に関する国際的連携 (3)海洋に関する国際協力
第25条	9 沿岸域の総合的管理 (1)沿岸域の総合的管理の推進 (2)陸域と一体的に行う沿岸域管理 (3)閉鎖性海域での沿岸域管理の推進 (4)沿岸域における利用調整	9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (1)海洋立国を支える専門人材の育成と確保 (2)子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進 (3)海洋に関する国民の理解の増進
第26条	10 離島の保全等 (1)離島の保全・管理 (2)離島の振興	
第27条	11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1)海洋の秩序形成・発展 (2)海洋に関する国際的連携 (3)海洋に関する国際協力	
第28条	12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 (1)海洋に関する教育の推進 (2)海洋立国を支える人材の育成と確保 (3)海洋に関する国民の理解の増進	

※第2期基本計画の12の見出しと第3期基本計画欄のアンダーライン部は、海洋基本法の条文に示された基本的施策。

※第1期基本計画の12の基本的施策の見出しに変更はない。ただし、(1)、(2)、(3)のレベルの見出しには変更がある。

第1期～第3期海洋基本計画・目次構成対比表

第3部／おわりに

第1期基本計画(2008)	第2期海洋基本計画 (2013)	第3期海洋基本計画(2018)
<p>第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なその他の事項</p> <p>1 海洋に関する施策の効果的な実施</p> <p>2 関係者の責務及び相互の連携・協力</p> <p>3 施策に関する情報の積極的な公表</p>	<p>第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し</p> <p>(1) 参与会議の検討体制の充実 (2) 事務局機能の充実</p> <p>2 関係者の責務及び相互の連携</p> <p>3 施策に関する情報の積極的な公表</p>	<p>第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 計画を着実に推進するための方策</p> <p>(1) 施策の進捗状況の点検及び見直しによる着実な実施 (2) 参与会議の検討体制の充実 (3) 事務局機能の充実</p> <p>2 関係者の責務及び相互の連携</p> <p>3 施策に関する情報の積極的な公表</p>
—————	—————	おわりに
全 43 頁	全 53 頁	全 85 頁

(注)それぞれの原文については、総合海洋政策本部のホームページを参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan.html>